参考様式1　（所有者等関連情報提供請求書）

年　　月　　日

江府町長　　様

住 所

氏名又は名称

所有者等関連情報提供請求書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第31条第2項の規定に基づき、下記1の物件の所有者等関連情報の提供を下記のとおり求めます。

記

1. 物件の所在地又は家屋番号

（土地）

所在地

（建物）

所在地

家屋番号

２．業務の種類及び内容

業務の種類

法第29条第　　　号に基づく業務

業務の内容

１．に記載の物件を購入し、コワーキングスペースに改修する意向のある者がおり、所有者等への紹介や相談対応を行う予定である。当該コワーキングスペースは、都市等に生活拠点を持つ二地域居住者などが当該地域に滞在する際の仕事の拠点として整備されるものであり、二地域居住者の増加を通じた当該地域の活性化に資するものである。

３．所有者等関連情報の提供を求める理由

登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として＿＿＿＿＿及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた。

そのため、貴町において物件の所有者等として把握されている者の氏名又は名称、住所及び連絡先を取得する必要がある。

４．その他所有者等関連情報の提供について必要な事項

(1) 個人情報の安全管理のための措置の概要

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「安全管理措置に関する事項」「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。

④ 人的安全管理措置

年１回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤ 物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。

⑥ 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(2) 誓約事項

次の3点について誓約します。

①　取得した所有者等関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。

② 取得した所有者等関連情報について、所有者等本人の同意を得た場合を除き、第者に提供しないこと。

③ 本業務を実施しないことになった場合には、取得した所有者等関連情報を適切に廃棄すること。